

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会

東灘区ボランティアグループ運営費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東灘区内で活動するボランティアグループに対して、組織運営に要する経費の一部を助成することにより活動の促進を図り、地域福祉の向上に資することを目的とする。

(助成の対象・要件)

第2条 助成の対象は、東灘区ボランティアセンターに登録しているボランティアグループであり、次の要件のすべてを満たしているものとする。

- ① 東灘区内で、別表のボランティア活動を年間6日以上行っていること。
- ② グループの構成人数が5人以上であること。
- ③ ボランティア活動延べ人数が30人以上であること。
- ④ 助成対象となる活動に要した経費が12,000円以上であること。
- ⑤ 東灘区社会福祉協議会から他の助成金（ひとりぐらし高齢者友愛訪問活動、ひとりぐらし高齢者ふれあい給食会活動等）を受けていないこと。
- ⑥ 同一年度内に県民ボランティア活動助成を受けていないこと。
- ⑦ 前年度末日までに、東灘区ボランティアセンターに登録しているグループであること。

(助成額および助成の対象経費等)

第3条 助成額及び助成の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成額は、1団体あたり年額12,000円とする。
- (2) 助成の対象経費は、ボランティア活動を行うための一般的運営経費とする。
(交通費、通信費、運搬費、広報費、研修費、会場等借上費、図書購入費、材料費等とする。)
- (3) 活動対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、第2条のすべてを満たした後、「東灘区ボランティアグループ運営費助成金交付申請書」（様式第1号）により、理事長へ申請するものとする。

(助成の決定)

第5条 前条による申請書の提出があった場合、理事長は、申請内容を審査のうえ、助成の可否を決定し「東灘区ボランティアグループ運営費助成金決定通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、県民ボランティア活動助成のエントリー（事前申込）をしている団体については、当該助成金の交付を受けないことが確定した後に、理事長は助成の可否を決定するものとする。

(助成金の交付、帳票の整理・保存)

理事長は、前条の通知を受けたものに助成金を交付する。

- 2 申請者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から1年間保存しなければならない。
- 3 申請者は、理事長から前項の帳票及び証拠書類について報告の求めがあったときは、速やかにその求めに応じなければならないものとする。

(助成金の返還)

第7条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他、この要綱に違反したとき。

(定めなき事項の処理)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

付 則

平成 6年	4月1日施行
平成 8年	4月1日改正
平成 8年	11月1日改正
平成14年	9月1日改正
平成17年	7月1日改正
平成20年	7月1日改正
平成24年	8月1日改正
平成26年	8月1日改正

(別表)

対象となるボランティア活動とは、自発的な意志に基づく他人や社会に対する貢献であり、主として営利、会員互助、自助活動、金品の寄贈を目的とする活動、政治活動及び宗教活動でないものをいう。

(活動例)

- 友愛活動や電話相談など
- 清掃、洗濯、食事づくり、買い物などの家事・生活支援
- 施設内補助などの施設支援活動
- 手話通訳、朗読、点字・点訳、要約筆記、理美容などの専門技術活動
- 通院・通学介助、車いす介助などの外出介助活動
- 演芸・演奏活動

など

平成28年度 東灘区ボランティアグループ運営費助成のご案内

東灘区内で活動するボランティアグループに対して、活動の促進を図り地域福祉の向上に資するために運営費の助成をおこないます。

助成の対象・要件

東灘区ボランティアセンターに登録しているボランティアグループであり、次の要件のすべてを満たしているもの。

東灘区内で、別表のボランティア活動を年間6日以上行っていること。

グループの構成人数が5人以上であること。

③ ボランティア活動延べ人数が30人以上であること。

④ 助成対象となる活動に要した経費が12,000円以上であること。

⑤ 東灘区社会福祉協議会から他の助成金（ひとりぐらし高齢者友愛訪問活動、ひとりぐらし高齢者ふれあい給食会活動等）を受けていないこと。

⑥ 同一年度内に県民ボランティア活動助成を受けていないこと。

⑦ 前年度末日（平成28年3月31日）までに東灘区ボランティアセンターに登録しているボランティアグループであること。

助成額および助成の対象経費等

(1) 助成額は、1団体あたり年額 12,000円とする。

(2) 助成の対象経費は、直接ボランティア活動を行うための一般的運営経費とする。

（交通費、通信費、運搬費、広報費、研修費、会場等借上費、図書購入費、材料費等とする。）

※研修や買出しなどに行く際の交通費は対象外です。

(3) 活動対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

助成金の申請の方法

上記助成の対象・要件のすべてを満たした後、「東灘区ボランティアグループ運営費助成金交付申請書」（様式第1号）に以下の書類を添付のうえ申請する。

《添付書類》

- ・助成対象となる活動の様子がわかる写真（活動日を記載）、資料、機関紙等をA4サイズ用の紙に重ならないように貼り付けたもの。
- ・領収書をコピーしたもの。
記入例のように領収書の番号をつけ、活動経費内訳がわかるようにしておくこと。
また、A4用紙に整理した状態で提出すること。
- ・交通費の算定は「交通費清算書」を参考に作成し、必ず受領者の印鑑を押印すること。
- ・グループの口座（ない場合は代表者または会計担当者の個人名義の口座）の通帳の表紙と表紙裏をA4サイズ用の紙にコピーをしたもの。

県民ボランティア活動助成にエントリーしているグループは、県民ボランティア活動助成の申請要件を満たさないと判断した後に申請してください。

（別紙、フローチャート参照）

(2) 申請受付の締切日 平成29年2月28日（火）厳守

- ・締切日以降に申請要件を満たす予定のグループは、必ず締切日までに申し出てください。締切日以降の申し出は受け付けません。
- ・締切日までに要件を満たしているにもかかわらず、申請が遅れた場合は受け付けませんので、ご注意ください。

助成の決定について

申請内容を審査のうえ、「東灘区ボランティアグループ運営費助成金決定通知書（様式第2号）」により申請者に通知します。

助成金の使途報告について

帳票及び証拠書類は1年間保存し、理事長より報告の求めがあった場合には、速やかに提出してください。

その他・助成金の返還について

申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、助成金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 県民ボランティア活動助成の交付を受けたとき。

(別表)

対象となるボランティア活動とは、自発的な意志に基づく他人や社会に対する貢献であり、

主として営利、会員相互、自助活動、金品の寄贈を目的とする活動、政治活動及び宗教活動でないものをいう。

(活動例)

- ☆ 友愛活動や電話相談など
- ☆ 清掃、洗濯、食事づくり、買い物などの家事・生活支援
- ☆ 施設内補助などの施設支援活動

【お問い合わせ先】

神戸市東灘区社会福祉協議会 TEL 841-4131 内線414、411

東灘区ボランティアセンター TEL 841-6941 (直通)

担当 永田・玉置